第四十九条の見出しを「（食品流通課の所掌事務）」に改め、同条中「食品小売サービス課」を「食品流通課」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「食品産業その他の」を削り、「事業のうち製造業及び卸売業以外のもの」を「卸売業及び小売業」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

第四十九条に次の一号を加える。

六　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

第四十九条を第四十六条とする。

第五十条の見出しを「（食品製造課の所掌事務）」に改め、同条中「食品製造卸売課」を「食品製造課」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「及び卸売業」を削り、同条第五号を次のように改める。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関すること。

第五十条に次の一号を加える。

六　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

第五十条を第四十七条とする。

第五十一条第三項中「五課」を「六課」に、「畜産振興課」を「畜産振興課飼料課」に改め、第一章第二節第三款第四目中同条を第四十八条とする。

第五十二条を第四十九条とし、第五十三条から第五十八条までを三条ずつ繰り上げる。

第五十九条第二号中「病虫害」の下に「及び鳥獣害」を加え、同条に次の一号を加える。

六　農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関すること。

第五十九条を第五十六条とし、第六十条を第五十七条とする。

第六十一条第三号中「飼料の安定供給の確保」を「畜産に関する環境の保全」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条　飼料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（飼料課の所掌事務）

一　飼料の安定供給の確保に関すること。

二　草地の整備に関すること。

第六十二条を第六十条とし、第六十三条を第六十一条とし、第六十四条を第六十二条とする。

第一章第二節第三款第五目中第六十五条を第六十三条とする。

第六十六条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第六十四条とし、第六十七条を第六十五条とし、第六十八条を第六十六条とする。

第六十九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「及び高齢者」を削り、同号を同条第六号とし、同条を第六十七条とする。

第七十条第四号を削り、同条を第六十八条とする。

第七十一条第三号を削り、同条第四号中「前号に掲げるもののほか、」及び「並びに総務課」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条を第六十九条とし、第七十二条を第七十条とし、第七十三条を第七十一条とする。

第七十四条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第二項中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改め、同条第三項中「五課及び農村整備官一人」を「六課」に、「農地資源課」を「農地資源課地域整備課」に改め、第一章第二節第三款第六目中同条を第七十二条とする。

第七十五条第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理に関すること。

三　食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に属する物品の管理に関すること。

第七十五条を第七十三条とする。

第七十六条第一号中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改め、同条第四号中「こと（」の下に「地域振興課及び」を加え、同条を第七十四条とする。

第七十七条の見出しを「（地域振興課の所掌事務）」に改め、同条中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改め、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号中「及び実施」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。

二　農地法第三十二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保に関すること。

第七十七条を第七十五条とする。

第七十八条に次の三号を加える。

六　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

七　農林水産業における高齢者の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

八　農山漁村における高齢者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

第七十八条を第七十六条とする。

第七十九条に次の一号を加える。

五　鳥獣害の防除に関すること。

第七十九条を第七十七条とし、第八十条を第七十八条とする。

第八十一条第三号及び第四号を削り、同条を第七十九条とする。

第八十二条第四号中「及び農村整備官」を削り、同条を第八十条とし、第八十三条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域整備課の所掌事務）

第八十二条　地域整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地改良事業のうち農業用道路及び農業集落排水施設の整備を行う事業に関すること。

二　国立研究開発法人森林総合研究所の行う交換分合その他農用地及び農業用施設の整備に関すること。

三　農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条を第八十三条とする。

第八十五条を削る。

第一章第二節第三款に次の一目を加える。

第七目　政策統括官

（参事官）

第八十四条　本省に、参事官二人を置く。

2　参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

第一章第三節中第八十五条の二を第八十五条とする。

第九十二条第三項中「七部」を「六部」に、「農村計画部」を「農村振興部」に改め、「整備部」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあっては総務部を置かない。